

由利本荘市条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正について

由利本荘市条件付き一般競争入札実施要綱の一部を次のとおり改正する。

(新旧対照表のとおり)

(平成29年12月1日から適用)

○主な改正理由

1. 「由利本荘市が発注する工事における技術者等の取扱いについて」の策定により技術者の兼務手続、様式を定めたことに関連し、入札参加申込様式を追加する。
2. 要綱の記載内容を現状に合致した内容にした

由利本荘市条件付き一般競争入札実施要綱 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 (案) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設コンサルタント、その他の委託並びに物品の買入れ及び借入れ（以下「建設工事等」という。）について、条件付き一般競争入札を実施するに当たり、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱（平成17年由利本荘市告示第21号。以下「入札、契約制度要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第2条 条件付き一般競争入札の適用対象建設工事等は、財務規則第115条に規定する額を超えるもの及び入札、契約制度要綱に基づき入札参加資格があると認められる者を対象とする建設工事等とする。</p> <p>2 次に掲げる建設工事等は、この要綱で定める入札の対象としない。</p> <p>(1) 緊急を要する建設工事等</p> <p>(2) 専門性を有する等により、施工及び履行できる者が限られる建設工事等</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札で行うのが適切でない認められる建設工事等</p> <p>3 前項各号に掲げる建設工事等を発注する場合は、指名審査調整会議の審議を経て決定するものとする。</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設コンサルタント、その他の委託並びに物品の買入れ及び借入れ（以下「建設工事等」という。）について、条件付き一般競争入札を実施するに当たり、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号。以下「財務規則」という。）及び由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱（平成17年由利本荘市告示第21号。以下「入札、契約制度要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第2条 条件付き一般競争入札の適用対象建設工事等は、財務規則第115条に規定する額を超えるもの及び入札、契約制度要綱に基づき入札参加資格があると認められる者を対象とする建設工事等とする。</p> <p>2 次に掲げる建設工事等は、この要綱で定める入札の対象としない。</p> <p>(1) 緊急を要する建設工事等</p> <p>(2) 専門性を有する等により、施工及び履行できる者が限られる建設工事等</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札で行うのが適切でない認められる建設工事等</p> <p>3 前項各号に掲げる建設工事等を発注する場合は、指名審査調整会議又は指名審査会の審議を経て決定するものとする。</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> |

- (2) 建設工事については、_____市建設業者等級格付名簿において、当該工事に対応する工種及び等級に登載されていること。
また、建設コンサルタント業務については、_____市建設コンサルタント業者等級格付名簿に業種及び等級に登載されていること。
- (3) _____当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
-
-
-
-
-
-
-
-
- (4) 当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、_____市建設工事入札参加資格者指名停止基準要綱に基づく指名停止又は_____市低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) _____市税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
-
-
- (8) その他、当該業務_____に関して必要と認められる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときには、当該業務_____に関して別に必要な要件を定めることができる。
- 3 特定建設工事_____企業体の入札参加資格については、前2項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、_____建設工事共同企業体取扱要綱
- (2) 建設工事については、**由利本荘市**建設業者等級格付名簿において、当該工事に対応する工種及び等級に登載されていること。
また、建設コンサルタント業務については、**由利本荘市**建設コンサルタント業者等級格付名簿に_____登載されていること。
- (3) **建設工事については**、当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
また、建設コンサルタント業務については、測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録、土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録、補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録、環境調査業務（騒音、振動、大気、水質調査部門）にあつては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていること。
- (4) 当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、**由利本荘市**建設工事入札参加資格者指名停止基準要綱に基づく指名停止又は**由利本荘市**低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) **由利本荘市**税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (8) **建設コンサルタント業務における配置予定技術者（入札公告で示す入札参加資格の配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。**
- (9) その他、当該**建設工事等**に関して必要と認められる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときには、当該**建設工事等**に関して別に必要な要件を定めることができる。
- 3 特定建設工事**共同**企業体の入札参加資格については、前2項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、**由利本荘市**建設工事共同企業体取扱要綱

(以下「JV取扱要綱」という。)に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

(入札案件の公表)

第4条 市長は、第2条第1項に規定する建設工事等を発注する場合には、あらかじめ次に掲げる事項を秋田県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)の入札情報サービス、_____市ホームページ_____又は総務部契約検査課等において公表するものとする。

- (1) 入札に付する建設工事等の名称、施工・履行場所、工期・履行期間、入札参加条件及び予定価格等に関する事。
- (2) 入札参加申込等に関する事。
- (3) 入札執行の日時、場所、入札保証金及び契約日等に関する事。
- (4) 入札方法及び入札の無効に関する事。
- (5) 設計図書等に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項。

(入札参加申込)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)及び公告において提出を求めた書類(以下「確認申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。_____

- 2 前項の確認申請書等は、電子入札システムによる場合にあつては、電子入札システムにより提出させるものとする。
ただし、_____公共事業電子入札運用基準_____
_____第8条の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあつては、持参により提出させることができる。
- 3 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等のほか、JV取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書(以下「JV申請書等」という。)を提出させるものとする。
- 4 確認申請書等を既に提出したものが、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を提出させ、開札後にあつてはその旨を速やかに報告させるものとする。

(以下「JV取扱要綱」という。)に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

(入札_____の公告)

第4条 市長は、第2条第1項に規定する建設工事等を発注する場合には、_____次に掲げる事項を秋田県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)の入札情報サービス、由利本荘市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)又は総務部契約検査課等において公告するものとする。

- (1) 入札に付する建設工事等の名称、施工・履行場所、工期・履行期間、入札参加条件及び予定価格等に関する事。
- (2) 入札参加申込等に関する事。
- (3) 入札執行の日時、場所、入札保証金及び契約日等に関する事。
- (4) 入札方法及び入札の無効に関する事。
- (5) 設計図書等に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項。

(入札参加申込)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる_____書類(以下「確認申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。なお、(2)から(4)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 同種工事の施工実績(様式第2号の①)若しくは同種又は類似業務の実績(様式第2号の②)及びその添付書類
- (3) 配置予定技術者の資格・工事(業務)経歴等(様式第3号)及びその添付書類
- (4) その他市長が特に必要と認める資料

- 2 前項の確認申請書等は、電子入札システムによる場合にあつては、電子入札システムにより提出させるものとする。
ただし、由利本荘市公共事業電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)第8条の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあつては、持参により提出させることができる。
- 3 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等のほか、JV取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書(以下「JV申請書等」という。)を提出させるものとする。
- 4 確認申請書等を既に提出したものが、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を提出させ、開札後にあつてはその旨を速やかに報告させるものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 設計図書等の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービス、市ホームページ又は総務部契約検査課等において行うものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第7条 市長は入札に際し、建設工事にあつては市建設工事等入札、契約制度に関する要綱（平成17年由利本荘市告示第21号）第42条第1項に規定する見積内訳明細書を提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法にあつては、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(入札の執行)

第8条 入札書は、電子入札システムによる場合にあつては電子入札システムにより提出させるものとする。

ただし、電子入札運用基準第8条又は第9条の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあつては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

2 入札執行回数は、1回とする。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあつては2回までとする。

3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあつては電子証明書を取得していない者のした入札）

(9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
(落札者の決定方法)

第10条 市長は、予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をも

(設計図書等の閲覧)

第6条 設計図書等の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービス、市ホームページ又は総務部契約検査課等において行うものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第7条 市長は入札に際し、建設工事にあつては 入札、契約制度要綱 第42条第1項に規定する見積内訳明細書を提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法にあつては、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(入札の執行)

第8条 入札書は、電子入札システムによる場合にあつては電子入札システムにより提出させるものとする。

ただし、電子入札運用基準第8条又は第9条の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあつては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

2 入札執行回数は、1回とする。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあつては2回までとする。

3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあつては電子証明書を取得していない者のした入札）

(9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札

(10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
(落札者の決定方法)

第10条 市長は、予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をも

する。

5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(落札決定後の書類提出等)

第12条 落札者が決定したときは、市長は、落札者に対し、由利本荘市税等及び社会保険料に滞納がないことを証する書面及びJ V申請書等（特定建設工事共同企業体に発注する工事であって落札者が当該書類を電子入札システムにより提出したものである場合に限る。）を速やかに提出させるものとする。

2 落札者が他の工事の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

3 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、市長は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

する。

5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(落札決定後の書類提出等)

第12条 落札者が決定したときは、市長は、落札者に対し、由利本荘市税等及び社会保険料に滞納がないことを証する書面及びJ V申請書等（特定建設工事共同企業体に発注する工事であって落札者が当該書類を電子入札システムにより提出したものである場合に限る。）を速やかに提出させるものとする。

2 落札者が他の工事の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

3 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、市長は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。